

広島県告示第四百七十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定によつて、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所安芸太田支所において、平成二十八年八月二日までの間、縦覧に供する。

平成二十八年七月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
一般国道四三三号	山県郡北広島町舞綱字豊永地三七番一地先から 山県郡北広島町藏迫字的場六六三番一地先まで	平成二八年七月一九日